HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	正義の実現による社会的平癒 ： アイヌと日本の政府および人々との和解のための枠組み
Author(s)	ヤマモト，エリック；落合，研一；長谷川，晃
Description	講演 落合研一，長谷川晃(訳)
Citation	北大法学論集，59(4)，342[279]-316[305]
Issue Date	2008-11-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35198
Type	departmental bulletin paper
File Information	59-4_p342-316.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

講　　演

正義の実現による社会的平癒

―― アイヌと日本の政府および人々との和解のための枠組み ――

エリック・ヤマモト
（米国ハワイ大学ロー・スクール教授）
訳／落合　研一・長谷川　晃

はしがき

本稿は、2008年４月２日に北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センターの主催で開かれた、米国ハワイ大学ロー・スクール教授エリック・ヤマモト氏による公開講演を翻訳したものである。講演内容は上記時点のものであり、その後、講演のテーマにもなっているアイヌの人々への処遇のあり方は日本国内で大きな展開を見せていることは言うまでもない。――2008年５月22日、アイヌの人々は先住民族族としての承認を求めて国会議事堂前でデモ行進を行い、６月６日には衆参両院で、アイヌを日本の先住民族族と認め政府の総合的な施策の確立を求める国会決議がなされ、さらにこれを承けて政府は７月１日に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置することになって、今夏から本格的な議論が始まっている。

ヤマモト教授は1951年にハワイで日系三世として生まれ、ハワイ大学を卒業した後にカリフォルニア大学バークレー校ロー・スクールを修了し、故郷に戻られてハワイ大学で教鞭を執っている。教授の専門は民事訴訟であるが、特に人種差別や民族差別に係る訴訟問題について理論と実践の両面でアメリカ法学界・実務界をリードする、第一線研究者として高い評価を得て活躍中である。特に1999年の著書『人種間の正義の実現――公民権運動後のアメリカにおける対立と和解』（*Interracial Justice*, New York University Press）は学界・実務界で極めて高い評価を受け、ヤマモト教授をこの種の問題の最前線

に位置づけることになって、教授は多くの招待講演やセミナー、あるいは法的支援や政府関係委員会などの実務活動にも忙しくしておられる。またその間、ヤマモト教授は様々な権威ある賞を受け、またハワイ大学での教育等に関しても多くの表彰を受けるなど、その大学人としての力量にも定評がある。

私は2000年頃にヤマモト教授の上記著書に接し、一読して深い感銘を受けた。理論的にも実践的にも多面的な困難を抱える人種や民族の差別の法的問題について、教授の観察や分析には、冷静な思考と深い洞察、そして暖かくヒューマンな眼差しと心などの最善の混じり合いの一例が見出されると感じた。爾来、私はヤマモト教授を北大法学研究科に招請して、お話を伺いたいと願っていた。2004年４月から2008年３月まで私は上記の高等法政教育研究センターの長を務めさせていただいたが、その職の最後の仕事としてヤマモト教授の招請が実現したことを、たいへん嬉しくまた光栄に思うものである。また、この講演会には同僚の常本照樹教授が長となっておられる、北海道大学アイヌ・先住民族研究センターの共催をいただくことができた。常本教授および関係スタッフの方々にも御礼を申し上げたい。

ヤマモト教授が来札された間、私は直接に教授と親しく話し、また本講演やこれとは別日程で行われたセミナー「民族和解の法的戦略」などをめぐって議論する中で、教授の人となりに触れる機会に恵まれたが、上記著作で得た印象がまさに本物であったことを実感でき、たいへん嬉しく思ったものである。私の感慨は、本稿で示された講演から読者の方々もまた伺い知れるところになるかと思う。

今回、「歴史的不正の克服」というテーマに関連して特にヤマモト教授に講演を御願いしたのは、ここ10年ほどの間に、遅々として進まないアイヌ民族への承認と様々な支援の必要性について、法的観点はもちろんのこと、さらに関連する他の方法との関係で、どのような総合的な視点を持って対処してゆくべきなのかを聴衆の方々と共に考えてみたいと思ったからである。この点で、ヤマモト教授は、自らの研究や実務活動との関係で、「４つのＲ」（承認、責任、再構築、そして補償）から成る総合的な人種実践活動の重要性を説いておられるが、これはアイヌの問題に関心を持つ人々にとってもたいへん興味深いところであろう。それは、特に講演のタイトルとなっている「正義の実現による社会的平癒」という言葉でも表現されているところである。そして、このような視座は、人種・民族差別の問題はもちろんのこと、それに止まらず、

他の様々な社会的正義の実現のためにも重要な意義を持ちうるものでもあろう。アイヌ民族の承認と支援のあり方という問題に関して、ヤマモト教授の理論や実践経験から、今後の展望にどのような示唆が得られるのかが注目されるところである。

ヤマモト教授の講演の翻訳に際しては、教授の快諾と同時に、北海道大学大学院法学研究科博士課程学生、落合研一君の助力を得て、同君と私との共訳という形をとることができた。ヤマモト教授の貴重な講演がこのように公表されることは、同君の迅速な仕事にも多くを負っていることを、ここで特に記しておきたい。

2008年８月　長谷川　晃

皆さん、こんばんは。私の名前は、ヤマモト・エリックです。私はハワイから参りましたが、私たちは、「マハロ・ヌイ・ロア（mahalo nui loa）」という言葉で心からの感謝を表現いたします。北海道大学法学研究科附属高等法政教育研究センター長の長谷川晃教授および同センター秘書の谷川真弓子さん、法学研究科長の瀬川信久教授、そして、優れた研究者である皆様方と、一週間ここ札幌でご一緒できることを、光栄に存じます。このような機会を与えて下さいましたことに、そして、皆様方のご親切やご好意に、また、北海道大学アイヌ・先住民研究センター長の常本照樹教授に対しましてはこの公開講演会を共催して下さったことに、「マハロ・ヌイ・ロア」と申し上げます。

序

長谷川教授は、歴史的不正によるこれまでの損害を修復する取り組みの国際的展開について、とりわけ、アイヌと日本政府や日本国民との和解に対する今後の取り組みを導き、評価するための枠組みについて講演してほしいと、私に依頼されました。後者のテーマは、1899年に制定された苛酷な北海道旧土人保護法が廃止され、また、北海道におけるアイヌの人々の生活を改善するために、幾つかの重要な経済的・文化的対策

が実際にとられているにも拘わらず、未だに多くのアイヌやその他の関係者たちが、それ以上に広範かつ綿密な補償対策が必要だと実感せざるを得ない、という実態に照らして、特に重要であります。

そこで、以下のような問題が生じます。すなわち、そのような補償対策は、根拠のあるものでしょうか。そして、根拠のあるものだとすれば、それはなぜでしょうか。また、より一般的には、歴史的不正によって生じている傷を平癒するための取り組みを形成し、導き、批判する上で、どのような概念的枠組みが、実質的な意味において最も生産的なのでしょうか。長谷川教授は、アイヌの人々をめぐる正義とその実現について、洞察に満ちた論考をお書きですが、このようなテーマに関して、ハワイ先住民族と合衆国政府との和解のために繰り広げられている争いについて、私の補償／和解研究や正義実現に関わる経験を踏まえて話してほしい、とも提案して下さいました。私は、戦略的な見解だけではなく概念的な見解も提示するよう最善を尽くしたいと思います――時間に限りがありますので、私は、複雑なことや細かなニュアンスにはこだわらず、考えの大筋だけを提示してみたいと思います。

良好な集団関係を促進させるために、不正による深刻な傷を補償することは、これからの市民社会の中心となる重要なイシューです。世界中の国々においてそうでありましょう。アメリカ合衆国にとってもそうですし、日本にとっても同様です。不正によって生じている傷を国が平癒させるかどうかは、以下の３つの重要な事項を達成できるかどうかという、その国の能力を規定します。第１は、その国の共同体が、共に平和に暮らし、共に生産的に働くことを可能にすること。第２は、国民の統一感覚を促進すること。第３は、人権を誠実に遵守する民主主義国としての正統性（それは、国際的安全保障や責任ある経済的発展に関与する国の立場に影響を与えるものです）を、国際社会において主張することです。

そのため、何らかの社会的平癒や和解が、世界的にも国の政治的優先事項なのです――私たちは、いわゆる「和解の時代（Age of Reconciliation）」の只中にいます。例えば、何年もの議論の後に、オーストラリアの新しい首相であるケビン・ラッドが、自国の「奪われた世代（stolen generations）」――政府によって家や故郷を強制的に奪われ、

家族や文化から引き離され、しばしば劣悪な学校で虐待されていた何千人ものアボリジニの子供たち――に対して、先ごろ謝罪しました。しかし、ラッド首相は、政府による補償を拒否してもいるので、先住民族の諸集団は、「言葉だけで実行がない」のではほとんど意味がない――偽りの恩恵――として、提訴する構えを示しています。

合衆国では、フロリダ、メリーランドおよびヴァージニアの各州が、アフリカ系アメリカ人に対して、奴隷制度や黒人差別によって大きな損害を与えたとして、また、アメリカ先住民族に対して、合衆国が本来の生活、土地および文化を荒廃させたとして、先ごろ異例の謝罪を表明しました。また、１年前には、当時イギリスの首相だったトニー・ブレアが、大英帝国が多くの植民地で奴隷制度を支援し利益を得ていたことについて、謝罪しました。

私の故郷であるハワイでは、ハワイ先住民族が、100年以上前に合衆国の違法な支援によってハワイ王国が転覆された際に奪われた自治権や国土に対する権利を主張しています。彼らは、連邦政府と州政府のどちらにも、これまで15年以上先送りにされているハワイ先住民族との完全な和解への取り組みを進展させるよう要求しています。そして、ハワイ州最高裁判所は、今年２月の注目すべき判決において、（現在はハワイ先住民族の利益のために一部信託管理されている）かつての先住民族の土地の売買を、それらの土地に関するハワイ先住民族の補償要求が州の和解への取り組みの一環として交渉によって解決されるまで停止するよう、州知事に命じました。これらの交渉には、州知事、州議会、ハワイ先住民族局（Office of Hawaiian Affairs）および他のハワイ人集団が含まれる予定です。これは驚くべきことですし、議論の余地もあります。厄介とはいえ必要不可欠な補償の仕事が続けられている一方で、和解は、概念的でまさに法的な枠組みを提供します。

そして、歴史上の不正による深刻な傷の補償は、今の日本にとっても当てはまる問題です。近頃では、第２次世界大戦中に日本企業で強制的に働かされた民族労働者に対する、遅ればせながらの賠償を否認した最高裁判所の判決が、国際的にかなり批判されています。中国と韓国は、大戦中になされた残虐行為に対する歴史上の責任をとるよう、日本に要求し続けています。2006年に、当時の内閣総理大臣であった小泉純一郎

は、日本の歴史上の人権侵害に関する他の国々の批判に対して自分の政治的姿勢を形づくるために、和解という言葉を用いました。また、2007年には、合衆国下院議会が、日本政府首脳に対して、第２次大戦中の「従軍慰安婦」に謝罪し、意味のある補償をするように要求しました。そして、さらに、日本のアイヌ先住民族に対する正義の実現および和解の問題が、長年にわたって存在しています。これらの問題のすべてを概観するには様々な方法がありますが、明らかなことは、民主主義や人権、そして、国際社会における日本の名声について懸念する世界の多くの人々からすれば、これらの問題には高い優先性があるということです。

このことを心に留めつつ、私は本日の講演で、「正義の実現による社会的平癒」と私が呼ぶもののための枠組みを提供します。その枠組みは、社会的平癒を和解の主目標として定めると共に、集団的平癒（および社会そのものの平癒）は、補償の正義を実現するための複合的な取り組みにおいて、自己決定による目標や、損害を受けている人々の関心に基づかなければ実現できない、と捉えるものです。したがって、この講演は、真の和解がどのような内容を含んでいるかを――内容と手続きの両方の観点から――理解するための手がかりとなります。それは唯一の手がかりであるというわけではありませんし、この講演で議論する時間のないような非常に複雑な問題も多く存在しています。しかし、この枠組みは、学者や正義実現を唱導する人々にとって有益だろうと、私は信じています。この枠組みは、（幾つかの学術的研究分野が相互に交わるところに現れる）理論的なものであり、（現実生活での正義実現の闘いにおいて戦略的に展開されるかもしれない物事に対応する）実践的なものです。私は、皆さんから、特にここにおられるアイヌの人々から、多くのことを学ばなければなりませんが、何かしら共有できるものを持ってもいます。そして私は、今後の正義実現の研究のために、皆さんと友情を築けることを願っています。

経験・展望

これらの問題について講演する前に、正義の実現に関わる学者そして唱導者としての私のアメリカでの経験について、少しだけお話しするこ

とをお許し下さい。この経緯をお話しすることで、皆さんは、正義の実現による社会的平癒という私の発想の源泉と価値を、より正しく判断できるようになるでしょう。まず第１に、私は、日系３世のアメリカ人であり、先住民族の一員ではありません。私の祖父母は、日本の農村部の出身で、不況の時期にプランテーションで働くためにハワイに移住しました。第２に、私は、不正によって続いている傷を平癒するために、ハワイのコミュニティ・グループと一緒に、厄介な最前線で活動した経験があります――何年もの間、ハワイ先住民族と共に水資源を守り、100年前に巨大な農業産業によって転用されてしまった水の返還を要求して活動しました。第３に、私は、幾つかの補償請求訴訟団に、行政担当弁護士として参加したことがあります。とりわけ、Korematsu v. U.S. は、第２次世界大戦期の合衆国最高裁判所が決定した、日系アメリカ人強制収容に係る評判の悪いケースですが、1983年に勝訴したこのケースの再審理では、フレッド・コレマツの代理人として弁護団に加わりました――この判決は、1988年の14億ドルにのぼる合衆国議会の補償、大統領の謝罪や教育基金の新設における法的基盤となりました。

数年前に合衆国は、主権を有するハワイ王国を違法に転覆させた際の役割に基づく補償の一部として、ハワイ先住民族のための土地を確保しましたが、ハワイ先住民族は、ハワイ州政府によるその土地の流用に対して訴えを提起しました。私は、その訴訟に弁護士として参加したこともあります――その訴訟では、州の背信行為と州議会による６億ドルの補償を認めさせました。また、私は、1893年の王国転覆とその後のハワイ先住民族に対する抑圧において教会が果たした役割に関して謝罪と補償を行うよう促すために、キリスト合同教会に属するアジア系アメリカ人教会と共に活動したこともあります。最後に、私は、かつてフィリピンの独裁者だったフェルディナンド・マルコスに対する人権集合代表訴訟で、政治的拷問の犠牲者であるフィリピン人側弁護団の手続担当弁護士だったこともあります（15億ドルの賠償という判決でしたが、まだ支払われていません）。そして、1921年にオクラホマ州タルサで起こった人種暴動について、合衆国補償調整委員会（U.S. Reparations Coordinating Committee）が、生き残ったアフリカ系アメリカ人に代わって訴訟を提起しましたが、私は、その委員会の法的アドバイザーでもありま

した。

私の第4の経験は、批判的人種理論（Critical Race Theory）の立場にある法学者として、補償と和解に関する「実践的理論」の構築に助力していることです――それによって、正義実現の闘いの最前線においてうまく機能するものと機能しないものとを見極めるための枠組みを、提供しています[1]。

私が発展させ洗練しようとしている枠組みは、「正義の実現による社会的平癒」（Social Healing through Justice）というものです。この枠組みは、3種類の聴衆、すなわち、学者・政府の政策立案者・コミュニティ活動家を対象にしています。その目的は、利害関係のある集団や政府に、社会的平癒を促進させる正義の実現に対する最近の取り組みを導き、評価できるようにすることです。私は後ほど、ハワイ先住民族と合衆国、および、アイヌと日本との和解の取り組みについて検討するために、この枠組みを用いたいと思います。基本的に私は、アイヌに係る正義の実現を唱導する人々、政府の政策立案者および日本国民に対して、理論的にも適切で戦略的にも有効な言語と接近法を提供したいと考えていますが、それが目指すのは、アイヌの人々にとって真の正義実現のように思え、日本政府や日本国民には社会的平癒のために必要な形態だと考えさせるような、包括的な「承認・責任・再構築・補償」なのです。

訴訟および裁判所の判決の限界

私は、合衆国の経験を概観することから話を始めることにします。近年、合衆国の補償の考え方は、アフリカ系アメリカ人のために如何にして裁判において補償を勝ちとるかということに、焦点を当てています。それは、奴隷制度および黒人差別――暴行や詐欺、不法な利益獲得のような、悪意ある不法行為――に対する補償の要求を、アメリカ法の狭い法的枠組みに適応させることを目的としています。この考え方は、補償の問題を学界の議論から実際の法廷へと移しました。そのことによって、

[1] See generally Eric K. Yamamoto, *Critical Race Praxis: Race Theory and Political Lawyering in Post-Civil Rights America*, 95 Mich. L. Rev. 821 (1997).

この考え方は、多くのアフリカ系アメリカ人や公民権団体の間で熱烈に支持されていますが、その一方では、激しい反対をも引き起こしています。

不法行為法の枠組みは、補償を、裁判所の判断による金銭賠償（「借金」の返済）と同じものだと見做しています。このことが、政府や企業弁護士の技術的な法的防御に拍車をかけ（因果関係がない、関連法律が有効期間を過ぎている）、保守的な論者からの非難を招き（「なぜ、マイケル・ジョーダンやオプラ・ウィンフリーといった有名人に賠償しなければならないのか」）、多数の合衆国市民の懐疑的な態度を助長しています（「私自身は違法なことは何もしていないのに、なぜ払うべきなのか」）。

近年の合衆国裁判所における補償請求訴訟の失敗が、この不法行為法上の金銭賠償モデルの大きな限界を浮き彫りにしています。この失敗の結果の一つは、補償の要求にはメリットがない、すなわち、補償についての「権利」は存在しないという市民の認識が広がっていることです。

しかし、問題は、実質的なメリットがないということではありません――アフリカ系アメリカ人の生活のあらゆる局面で大きな不平等が存続しており、それは奴隷制度と黒人差別にまで遡ることができます。問題は、不法行為法モデルが、金銭だけを要求する２人の運転手による単純な交通事故訴訟のために考えられたものだということです。不法行為法モデルは、完全に「個人や共同体の身体、心や精神を平癒することを見落としています」。金銭賠償を求める訴訟のもう一つの問題は、補償とは、遠い過去に起こった出来事について一方の集団が他方の集団に金銭を支払うことに過ぎない、という認識にあります。実際、新保守主義の論者達は、補償を極めて狭義に――金銭賠償に過ぎないと――定義し、賠償のためのいかなる法的根拠も認めません。

それに対して、新しい世代の補償の考え方は、訴訟手続の側面も変わらず重視する一方で（市民の意識を変えるためには重要です）、法的権利の要求や金銭賠償訴訟モデル（litigation-compensation model）からは遠ざかっています。その考え方は、代りに、不正に苦しみ続けている人々の傷を平癒することによって、（分裂、犯罪、恥辱、道徳的地位の欠落といった）社会に対する損害を「修復する（repair）」方法に注目しています。

社会的平癒

これは、アメリカの補償の考え方における大きな変化です。それは、補償の取り組みは金銭賠償にとどまらないという国民の理解を形成することが決定的に重要だ、という認識を反映しています。それは、「負っている債務／支払うべき賠償」という考えから、⑴社会的に弱い立場の集団に対して様々な局面で存続している損害と、⑵不信、憎悪や民主主義の欠陥によって引き起こされた社会的損害との両方の損害に対する包括的補償へと、政府関係者、立法者および多数派の市民を動かすことを意味しています。この種の「二元的修復の取り組み（dual repair approach）」は、確固とした知的基盤を有しています。それは、法学に加えて、社会的平癒についての洞察を含む他の学術的専門分野も参考にしています。それは、アメリカの新しい世代でよく言われる「一緒にうまくやってゆこうよ」といった形の平癒ではありません。それは、辛苦を伴う社会的平癒であり、混乱や努力、ギブ・アンド・テイク（とくに強い立場にいる人々による「ギブ」）を求めるものであって、それによりあらゆる立場の人々が、困難だが大規模な相互努力が正義実現のための活動を通じて生産的関係を構築するために必要であり、それは試みるだけの十分な価値があるということを理解するのです。

預言的神学、社会心理学、法社会学、政治理論（平和の研究）および先住民族の平癒実践は、平等と公正というリベラルな法理論概念と合わさって、「正義の実現による社会的平癒」についての共通の観念を作り出す学問領域です。この観念はまた、「補償的正義」の一つとして、集団の関係を再構築し、集団の成員や社会それ自体に対する永続的な損害を修復することを目的としています。これらが和解の基礎を成します。この枠組みは、私が発見したところでは、その正義実現の闘いがもっぱら「民族の誇り」とか「マイノリティの平等権」の要求だと誤って特徴づけられている幾つかの先住民族の集団から、特別の反響を得ています――彼らの本当の要求は、先祖代々の土地や資源の回復、経済的・社会的自治および文化の保護に対する先住民族の要求なのです。

正義の実現による社会的平癒のための「４つのＲ」という枠組み

大雑把にまとめますと、社会的平癒を促進する正義の力に関するこれら様々な学問領域から、４つの共通点が現れます。第１は、これらの学問領域が、平等と公正という有力な法的概念を参考にしながらも、「ウブントゥ（ubuntu）」という南アフリカの社会概念――これは、私たちは皆政治組織の一員であって、ひとつの加害行為は共同体全体に対する損害となり、傷つけられた人々を平癒させることが全員の責任になるという概念です――に相当する内容を取り入れようと、法を超えて動いているということです。傷つけられたり排除されたりした人々が平癒し、元の状態に回復して初めて、共同体には統一性があると言えるのです。

第２の共通点は、あらゆる集団が積極的に手続きに参加しなければならないし、また、あらゆる集団が利益を得なければならないという指針です。あらゆる集団による積極的な関与が、２つの分野――極めて地域的な分野（学校の教室、公民館、寺院、住民ニュース）と、不正と補償の観念が広範に形成されている文化的な分野（新聞、テレビ、インターネット、映画、学術的出版）――で同時に必要です。

これらの学問領域における第３の共通点は、これらの見解から重要なものだけを精選した、正義の実現による社会的平癒のための「４つのＲ」と私が呼んでいる枠組みです。すなわち、承認（Recognition）、責任（Responsibility）、再構築（Reconstruction）、補償（Reparation）です。これらの「４つのＲ」は、諸集団や諸政府に対して、まず特定の和解への取り組みを進め、それからその取り組みが真の社会的平癒に向かっているかどうか――あるいは失敗に向かっているかどうか――を評価する方法を提供します。それらはまた、自分たちが定める利益や要望を大勢の人々の共感が得られる要求にまとめるための戦略的な用語を、正義の実現を唱導する人々に提供します。

この枠組みは、法的権利の要求を包含していますが、今日における生産的な関係を希求していながら、未解決の歴史上の根深い不満によって相互関係が損なわれているような社会的集団間や、集団と政府との間の自発的な取り組みに最も効果的に焦点をあてています。それは、継続し

ている厳しい対立状態や、損害を受けた人々の社会的支援を求める声や基盤が政治的調整のために完全に奪われている状態に、焦点を当てているのではありません。

簡単に申し上げますと、その枠組みの最初のＲである「承認」が示すのは、集団的な平癒が、文化的アイデンティティや他者の根本的な人間性の承認や集団間にある不満の歴史上の原因の承認を、特定の損害や世代を超えた影響を認めることも含めて要求する、ということです。

次のＲである「責任」は、集団に関する損害を平癒するための責任を受け容れることを含みます――その責任が、他人の不利益から利益を得るような個人的な有責性に基づいているにせよ、あるいは端的に、社会が鋭く分裂してしまうことなく進展できるように、存続している傷を平癒する必要性に基づいているにせよ、ということです。

社会的平癒を促進する正義の実現は、さらに第３のＲ――「再構築」という活動――を必然的に含みます。これらの活動は、新たな生産的な関係を集団の間に構築することを目的としています。それらは、謝罪や（もしそれが適切なものであれば）赦し、相互関係の歴史の捉え直し、政治的・経済的権力の配置の転換などを含みます。先住民族にとっては、自己決定を促進するために社会的・経済的制度を再構築する活動も含まれます。

正義の実現による集団の平癒は、さらに第４のＲ――「補償」（土地および資源、公教育へのアクセス、経済的発展や困窮している個々人のための象徴的表示や資金援助を含みます）――にも基づいています。

様々な学問領域における最後の共通点は、この「４つのＲ」という枠組みが、再構築された集団関係の根底にある社会経済状況の実質的変化が重要である、と強調していることです――さもなければ「口先だけの謝罪」、「言葉ばかりで実行がない」、「欺瞞的な恩恵」あるいは「和解の失敗」という危険性もあるのです。

補償に関する活動が、政治路線の変更や、地方あるいは国の出来事に応じてその都度個別的になされることもあるでしょう。そして、それらの活動は、いずれ実質的な変化が生じるようになるまで、時間をかけて蓄積されてゆくかもしれません――例えば、これまで排除されてきた先住民族の学生を大学に入学させるための個々の積極的是正措置の実施

は、持続的な影響を及ぼしています。それにも拘わらず、それぞれの地域でその時々になされる個別的対応は、善意でなされるものでさえ、全体的な損害に照らせば、結局は限定的で形式的な影響力を有するだけになるだろう、という実質的な危険があります。特に、先住民族の植民地化による損害は、（土地資源、文化、統治に対する）「包括的」で、（数十年にわたる）「持続的」な、そして、（国や地方の政府、企業や国民による）「全体制的（systemwide）」なものです。それゆえ、補償に関する集団的活動は、損害を平癒する正義の実現を促進させるために、最終的には、包括的、持続的、全体制的な変化を積極的に生み出さなければなりません。

したがって、正義の実現によって社会的な傷を平癒するためには、政策立案者、集団の成員および一般大衆が、これら「４つのＲ」のすべてを完全に実現することが必要不可欠であって――２つ、あるいは通常３つでさえも十分ではありません――、さもなければ、最も真摯に平癒を目指す取り組みであっても、おそらく不完全かつ不十分なものと捉えられ、結局は失敗だと判断されるでしょう。

議論を始める基礎として、1999年に出版した私の著書『人種間の正義の実現』[2]が、これらの様々な学問領域の共通点から重要なものを精選し、正義の実現（あるいは私が「人種を超えた正義の実現」とも呼んでいるもの）による社会的平癒のための「４つのＲ」という枠組みを提示しています。また、私がサンドラ・キム（Sandra Kim）やアビゲイル・ホールデン（Abigail Holden）と共に著した、「岐路に立つアメリカの補償理論と実践（American Reparations Theory and Practice at the Crossroads）」という表題の論文が2007年のカリフォルニア・ウェスタン・ロー・レヴューに掲載されていますが、これは「４つのＲ」の枠組みをアップデートして精緻化したものです[3]。

[2] Eric K. Yamamoto, Interracial Justice: Conflict and Reconciliation in post Civil-rights America (New York University Press, 1999).

[3] Eric K. Yamamoto, Sandra Hye Yun Kim and Abigail M. Holden, *American Reparations Theory and Practice at the Crossroads*, 44 Cal. Western L. Rev. 1 (2007).

人権と社会的平癒

正義の実現による社会的平癒という枠組みは、「不正」を構成しているものや「再構築と補償」が重視されるものを是正しようとする世界的な和解の取り組みから、さらに知見を得ています。私は、この講演の冒頭で、その幾つかについてお話ししました。

国際人権は、奴隷制度、拷問、集団レイプや深刻な人種差別を禁止し、そして、犠牲者に「実効的な救済措置」を保証しています。その救済措置は、一時的な金銭賠償をはるかに上回るものに拡大しています。それは、社会的平癒――「原状回復、名誉回復および象徴的措置（公的謝罪、記念館の建設、不反復の誓約や法律の修正を含む）」――を包含しています。より具体的には、2005年に国連人権委員会（the United Nations Human Rights Commission）が、「人権法の著しい侵害による犠牲者に対する補償の権利に関する基本原則」を承認した際に、これらの救済措置を採用しました。それから、国連は先ごろ、先住民族の権利に関する宣言を採択しました。その宣言は、先住民族の土地の剥奪、固有の文化の破壊や自治の否定といった損害に対する修復を要求しており、補償の正義の実現をある程度具体化しています。

これらの国際規範は、集団に対する歴史上の不正を救済するように「命じている」と論じる人もいます。しかしながら、裁判所で人権に基づく補償要求を主張するときの問題は、一般的に、ほとんどの裁判所が国際人権の適用を拒んでいるということです。人権規範は、ほとんどが願望として扱われるにとどまっています。札幌地方裁判所は、1997年、異例の二風谷ダム判決において、人権原理を採用しました。しかし、最高裁判所や他の日本の裁判所は、それに続くことを渋っています。

市民の意識を変える

しかし、今のところ裁判所から好意的な判決を得ることは難しいというものの、人権の用語を使いながら補償の法的要求を戦略的に構成することは、「正義の実現による社会的平癒」のための実効的な政治戦略になり得ます。近年の補償の歴史に見出せるのは、一定の弁証法です。一

方では、補償の要求は裁判所でほとんど認められていません。しかし、他方では、政治的に成功している補償や和解の動向は、すべて補償請求訴訟によって正念場で後押しされ、象られています。そのような訴訟が、不正や補償の必要性を国民に教え、共同体を組織立てるための導灯の役割を果たしています。

法社会学の研究が示唆するところでは、国際人権規範が、裁判所での訴訟によって広く公表されることで、特定の政治的状況において、一定期間のうちに、政府の政策立案者や国民によって「正当な」、「当然の」、「公正な」、「自分たちの利益にかなう」ものと見做されるようになっています。国際人権規範は、有力な革新的リーダーが一定の力を有して、政府に対し不正による傷の平癒を求めることができるような政治的圧力を生み出すのに役立てられるでしょう。

それでは、この正義の実現による社会的平癒という枠組みが、一見先送りにされているように見えるものの、実際には継続されているハワイ先住民族と合衆国との和解の取り組みを説明し、そして評価するのにどのように役立つかを見てみましょう[4]。

ハワイ先住民族の和解の評価

1893年に、主権を有することが国際的に認められていたハワイ王国は、合衆国軍の直接支援を受けたアメリカ人実業家グループによって転覆させられました――生産力の高いプランテーションの土地、関税のない市場、政治権力や軍の支配などの追求によってクーデターが煽られたのです[5]。リリウオカラニ女王（Queen Lili`uokalani）は、抵抗したものの宮

[4] 訳者注：講演会では、ここで「戦争行為（Act of War）―ハワイ民族の転覆」というドキュメンタリー・ビデオ（ジョーン・ランダースとプヒパウの作成による）が紹介された。これは、固有の主権の返還に関するハワイ先住民族の情熱や、民族の正義実現のための組織的活動を簡明に紹介したものである。

[5] ハワイ大学ロー・スクールにおけるハワイ先住民族法 COE プログラムの2007年夏季ニュースレターに掲載されたアシュレイ・カイアオ・オブレイの論文から、ハワイの歴史や和解に関する大まかな議論を、許可を得て、一部本文のままここに引用させていただきました。 Ashley Kaiao Obrey, published in

殿に監禁されました。合衆国大統領グローヴァ・クリーヴランドは、合衆国が支援した転覆は「違法」であり、「戦争行為」に当たるとも見做して、これを認めませんでした。このために、クリーヴランドは、ハワイを領土として併合しようとする議会の企てを拒否するだけでなく、ハワイ王国の主権を回復させようともしました。

しかし、真珠湾の軍事基地や広大なサトウキビ畑に対する利害関係もあって、アメリカの企業から強く支持された次期大統領ウィリアム・マッキンレーは、(問題のある方法ですが) 両院合同決議によってハワイを併合するように、合衆国議会に要請しました。前女王や29,000人のハワイ先住民族――ハワイ先住民族の成人人口のほとんど――による正式な抗議にも拘わらず、合衆国は、ハワイ諸島にアメリカ人による政治的支配を押しつけて、ハワイのあらゆる政府領や王領を没収しました。そのような行為を正当化するために、合衆国の政治家やメディアは、ハワイ先住民族を、不当にも、合衆国による啓蒙を必要としている文明化されていない野蛮人と見做しました。それから、ハワイ先住民族をその土地から引き離し、ハワイ先住民族の文化を抑圧し、家族を移住させるということ――後になって合衆国が、ハワイ先住民族の生活の「破壊」だと認めたことです――が相次いでなされました。

ハワイ王国を転覆させてから100年経って、ハワイ先住民族の文化復興がなされ、祖国と主権の回復のために、政治的な組織化が熱心に行われた渦中に、宗教指導者や民主党の大統領の支持もあって、合衆国は、ついに植民地化によるこれらの損害を認めました。1993年になされた異例とも言える合衆国議会謝罪決議は、主権を有するハワイ王国の「違法な転覆」における合衆国の役割について謝罪し、合衆国は、結果として生じた文化の破壊、祖国の没収および広範に存続している社会的・経済的損害を修復するための和解の意思を表明しました。

その謝罪決議は、正義の実現による社会的平癒の枠組みにおける第1と第2のRに対する慎重な配慮を反映しています。すなわち、(1)合衆国が経済的（および軍事的）な理由によって先住民族を植民地化し、ハワ

the Ka He`e Summer 2007 Newsletter of the Center for Excellence in Native Hawaiian Law, William S. Richardson School of Law, University of Hawai`i.

イ先住民族（の土地、文化および統治）に損害を与え続けたという歴史上の真実の「承認」と、(2)（合衆国やキリスト合同教会によってすでに始められているような）和解の手続きに真摯に取り組むことによって、広範な損害を修復するという「責任」を受け容れたものになっています。

1999年にクリントン政権は、これから必要とされる合衆国や州の活動について、ハワイ諸島すべての何百人ものハワイ先住民族から証言を得るために、合衆国内務省の職員や裁判官をハワイに派遣し、合衆国政府として和解に真摯に取り組みました。

社会的平癒の枠組みが重視している「再構築」と「補償」（第３と第４のR）との関係では、合衆国政府各省合同の和解報告書は、政府に対して、ハワイ先住民族と共同で活動することや、合衆国の不正による既存の傷を平癒するために積極的是正措置をとることを勧告しています。和解報告書は、道徳的責任という言語を用い、先住民族の自己決定という人権原理を引き合いに出しつつ、ハワイ先住民族と合衆国との関係の「再構築」（アメリカ先住民族の法的地位と同様に、準独立を法的に承認すること）を勧告しています。また報告書は、文化的損害および土地資源を基礎とした経済的損害を回復するために、ハワイ先住民族に対して政府の「補償」措置が必要であることを強調しています。

その報告書は、「和解という目的を達成するために、公正と正義に基づき、平癒とアロハの趣旨に適うように、合衆国政府とハワイ先住民族とが、過去を修復しよりよい未来を築いてゆくために手をとり合う時が来ている」と結論づけています。

1980年代後半から、謝罪決議以降加速させつつ2000年初頭まで、合衆国議会は、ハワイ先住民族のコミュニティへの長期に亘る損害を回復するため、補償に関する法律を成立させました。合衆国議会は、ハワイ先住民族に（政府が没収し、軍の爆撃演習のために長期間利用していた）カホオラウェ（Kaho`olawe）島を（信託の形で）返還しました。合衆国議会はまた、ハワイ先住民族健康保健法（the Native Hawaiian Health Care Act）を改めて制定し、ハワイ先住民族教育法（the Native Hawaiian Education Act）を通過させ、様々なハワイ先住民族住宅供給措置を定めて資金を供給しました。

しかし、保守的なブッシュ陣営が政権を握ると、政府は、保守系シン

クタンクの主導の下、ハワイ先住民族に対する措置は純然たる「人種に基づく」措置（で違法）だとして、反対しました。また、1978年のハワイ州憲法修正によって、ハワイ先住民族に対する歴史的損害に対処するために特別な州機関が設立され、その州機関の理事会の理事選挙は、ハワイ先住民族だけが投票できることになっていたのですが、保守化した合衆国最高裁判所も、ハワイ先住民族だけによる投票を無効にするべきだという意見に、部分的に同調しました。こうして和解の取り組みは、数段階後退することになりました。

ハワイ先住民族に対して自治という重要な人権に基づく措置をとるために、合衆国とハワイ先住民族との関係を再構築することは、保守系シンクタンク、政治家やブッシュ政権によって頑なに反対されたこともあって、逆戻りすることになりました（有力なハワイ先住民族集団もまた、民族内民族モデルはハワイ先住民族に十分な独立を認めていないという理由で、ハワイ先住民族をアメリカ先住民族と同様に扱う法律案に反対しました）。

合衆国は、ハワイの旧政府領や旧王領の所有権を維持し、その広大な跡地に軍事行動を拡大しました。ホワイトハウスの態度に同調して、ハワイの保守派たちは、まず、合衆国のハワイに対する植民地化の歴史を否定し、それから、ハワイ先住民族をまさに「特権」を追求している他の人種集団と同じように特徴づけることによって、ハワイ先住民族に対する州のあらゆる「補償」措置を無効にさせるための訴訟を提起しました。現在、訴訟の対象となっている補償措置は、ハワイ先住民族の子供たちの教育、ハワイ先住民族の土地の開発と再分配、そして、ハワイ先住民族の文化の保護と促進に関係しています。州憲法に基づいて設立されたハワイ先住民族局（Office of Hawaiian Affairs）――ハワイ先住民族の文化的福利を促進させ、「補償の受け皿」になるように設立された機関――もまた、訴訟の的となっています。

このような状況で、謝罪決議から15年経ち、合同和解報告書の勧告から８年経った合衆国の和解に対する取り組みは、承認と責任についての当初の進展にも拘わらず、全面的失敗の瀬戸際で揺らいでいます。正義の実現による社会的平癒の枠組みにおける第３と第４のＲは、失敗の理由に光を当てています――それだけでなく、これから必要なことを構成

するための途を拓いてもいます。再構築と補償がなければ、社会的平癒――ハワイ先住民族とアメリカ社会のための――を促進する正義が有している、説得力ある意義がなくなってしまいます。ハワイ先住民族によって要求されているような有意味な形の統治主権は、承認されないでしょうし、ハワイ先住民族の土地を当初の条件を満たして返還することも、ハワイ先住民族の文化を明確に保護することも、経済的自決のための機構を設置することもないでしょう――すべて人権が原則として命じているものであるのに、です。これでは不十分な平癒でしかありません。和解に対する取り組みは、失敗に終わってしまいます。

ハワイ州最高裁判所は、ほんの２か月前に、まさしくこのことを承認しました。その異例の判決において、州最高裁判所は、州知事と州議会がハワイ先住民族の諸集団と交渉して当初の補償内容に従って対処するようになるまで、州がかつての先住民族の土地を販売しているのを凍結するように命じましたが、その理由として、州によるハワイ先住民族との和解の取り組みが先送りにされていることに言及しています。

ハワイ先住民族局の長として、ハウナニ・アポリオナ（Haunani Apoliona）は、最近、次のように述べています。

> 随分と長い間、私たちの祖先は、……合衆国政府（とハワイ州政府）が1893年に犯した過ちを正すのを待ち続けていますが、ずっと侵害され続けている私たちの利益にとって、ほんのわずかな進展しか見られません。……和解という選択肢は、これまでのところ拒否されたままなのです。

しかし、政治の風向きは、変わりつつあるかもしれません。大統領選挙の民主党候補者はいずれも、ハワイ先住民族との関係の再構築、ハワイ先住民族に対する補償措置の擁護、そして、ハワイ先住民族のための何らかの形の自治機構の設置などへの支援を公約に掲げています（このような変化が自治につながるものかどうかが、ハワイ先住民族の諸集団の間で積極的に議論されています）。まだ不確定要素は多いと言えます。しかし、もし政治的な風向きが本当に変わるならば、正義の実現による社会的平癒の枠組みは、次の段階で必要とされる様々な要求を明確化し

体系化するための言語や接近法を提供できるでしょう。

アイヌと日本の和解を批判的に評価し導くために

ハワイ先住民族の経験を念頭に置きつつ、私たちは次のような質問をすることができます。すなわち、正義の実現による社会的平癒の枠組みは、着手されはしたものの明らかに先送りされているアイヌと日本との和解の取り組みを導き、評価するのに（そしてできる限り活性化させるのに）、どのように役立つのでしょうか。

私は、アイヌの歴史や日本の法と政治についての専門家ではありません。また、今日、私には表面的なお話をする以上の時間はありません。示唆に富む学術研究として、長谷川教授[6]や常本教授[7]による論文と、私の大学のマーク・レヴィン（Mark Levin）教授[8]の論文を推薦いたします。そして、私は、アイヌの人々からもお話を伺えればありがたく思います。

私の理解は、次のようなものです。日本による植民地化によってアイヌの共同体、土地、文化や生活が損害を受けてから少なくとも130年後に、そしてウタリ協会や多くの人々が政治的な組織化を行い、また、公教育にも力を注いだ後に、有力な政治家の支援や、（世界中の注目を集めた）二風谷ダム判決における札幌地方裁判所の認定も相俟って、日本政府および北海道庁は、和解の手続き――それは、アイヌの人々や日本社会それ自体に存続している損害の幾分かを修復するための手続きです――として説明しうる最初の局面に至りました。

[6] Ko Hasegawa, *Polymorphic Integration of the Ainu* (Work in progress, 2008).

[7] Teruki Tsunemoto, *Indigenous and Minority Rights: Forerunner or Marginalized?*, in REREADING THE JAPANESE CONSTITUTION (ed. Kamiya, 2000). See also Kunihiko Yoshida, *Reconsidering the "Rule of Law" in Japan with Special References to Race, Reparation, and Residential Property (2003)*: Mark Levin & Teruki Tsunemoto, *A Comment on the Ainu Trust Assets Litigation in Japan*, 39 TULSA L. REV. 399 (2001).

[8] Mark Levin, *Essential Commodities and Racial Justice: Using Constitutional Protection of Japan's Indigenous Ainu People to Inform Understandings of the United States and Japan,* 33 NYU J. INT'L LAW AND POL. 419 (2001).

アイヌの人々は、世界中の先住民族がかつての植民地宗主国によって蹂躙されて来たのと同様の組織的方途によって損害を受け続けています。日本社会も、人権と民主主義の尊重によってかえって損害を受け続けています。日本の国内法は、人権を尊重しており、日本の法務省は、国連安全保障理事会の常任理事国入りのための近年の取り組みにおいて、人権の尊重を改めて公式に確認しています。しかし、土地を取り上げ、文化を抑圧し、経済的・政治的自治を崩壊させることによってアイヌ先住民族を虐げていることは、（最近採択された先住民族の権利に関する国際連合宣言や、元々の人権保障に関する法的文書に照らせば）完全に人権侵害になります。

組織的な人種差別もまた、（人種差別撤廃条約に従えば）人権侵害です。そして、政府が深刻な人権侵害の是正を怠ったことも、それ自体が人権侵害になります。たとえ裁判所が、国に人権を保障する責任を果たすよう命じていないとしても、前に述べたように、人権侵害が是正されていないことが広く知られれば、国際社会における民主主義国家としての日本の評価を貶めることになります。

国際的に広く知られている二風谷ダム判決や、日本の国連人種差別撤廃条約への批准に続いて、日本の国会は、1997年に協力的な内閣総理大臣の下で、抑圧的な1899年アイヌ同化法（北海道旧土人保護法）を廃止し、アイヌ文化振興法を制定しました。これを受けて、北海道庁もアイヌ文化の特徴を保護し称揚するための取り組みを続けています。これらは重要な一歩です。そして、特別委員会、学者、政府職員、「正しいことをしたい」と望んでいる一般の国民がいます。

それにしても、真の和解の感覚がほとんど、あるいは、全くないのはなぜでしょうか。アイヌの人々に対する植民地化による歴史的な傷を十分に平癒することはできないのでしょうか。「同化という遠回しな言い方で私たちの土地を奪い、私たちの文化を破壊し、私たちの言語を奪ったのが、現代の日本である」と言う人もいるのはなぜでしょうか――そして、アイヌは未だに正義の実現を追求しているのです。

正義の実現を唱導するアイヌに、以下のように言う人もいるのはなぜでしょうか。

> アイヌは日本の恥ずべき秘密なのです。アイヌは、「かつての・先住民族」として、文化的（そして民族的）単一性という日本の植民地神話を混乱させる恐れがある、隠された恥だとされています[9]。

この人は、近年の法律についても批判しています。たとえ文化が重要だとしても、「アイヌ文化振興法は、土地や資源に対する権利、あるいは、国会や地方議会における先住民族議席を認めませんでした。……アイヌは、漁業や森林管理の権利を認めさせ、そして、『アイヌ独立基金』を創設させるために闘っているのです」。アイヌ文化振興法は、「（大抵はアイヌではない文化人類学者や言語学者が行っている）アイヌの文化的工芸品や言語の保護を支援するに過ぎません」。

そしてこの人は、アイヌが先住民族であるという承認を政府が拒否していることを強調しています。アイヌ文化振興法は、アイヌを「先住民族」として承認することを意図的に拒否することによって、アイヌから自治、経済的発展、文化の存続および祖国の返還に対する先住民族の権利を剥奪しています。

正義の実現を唱導するアイヌのこのような批判感情についてのひとつの説明は、国連の人種差別に関する特別報告の所見に基づいているかもしれません。2006年、この報告は、現在のアイヌが、雇用、住宅供給や教育において根強く続いている不平等な扱い（あるいは差別）に直面している、としました。このような差別は、アイヌの長期的展望にだけではなく、日常生活にも大きな影響を与えています。その報告が示唆するところでは、この差別は、植民地主義者がアイヌは文明化されておらず尊重するに値しないと長年にわたって勝手に評価してきたことの延長線上にあります。私は、「排他的な人々で、洞穴や巣で生活しており、血液を飲み、霊的で動物のような身体能力を有している……」という一節（あらゆる植民地宗主国が土地の征服を正当化するために展開した、先住民族に対する典型的な評価です）を引用しておきます。

[9] Tyson Yunkaporta, The Ainu and Japanese Modernity, http://asian-indigenous-peoples.suite101.com/print_article.cfm/the_ainuandjapanesemodernity (July 4, 2007)

しかし、批判感情を抱かざるを得ない切実な理由が他にもあります。不平等よりも重要な問題があるのです（そしてこのことは、今後の要求を構成していくのに重要かもしれません）。問題になっているのは、日本がこれまで、黙示的にであれなされた和解の約束に応じることを明らかに怠ってきたということです。それは、正義の実現による社会的平癒に対する不十分な、あるいは、まさに失敗しつつある取り組みなのです。そしてその問題は、人権に基づく民主主義の尊重が未だに十分に実現されず、次第に揺らいで来ていることを示しています。私が提示した「４つのＲ」の枠組みは、（これまでの）広汎な失敗やそれによる結果を明らかにし、今後の戦略的方向を提案するのに役立ちます。

アイヌ――日本関係と「４つのＲ」

社会的平癒の第１のＲの局面は、承認です。日本政府は、アイヌが先住民族であると承認することを拒否し続けています。1997年のアイヌ文化振興法は、その承認を意図的に回避しました――「アイヌ民族の誇りを尊重する」ことだけが目的でした。アイヌに先住民族の法的地位を認めないことは、社会的平癒への大きな障害となりました。そのことは、アイヌ独特のアイデンティティや、国際社会における先住民族としてのアイヌの地位を否定することになりました。アイヌを先住民族として認めないことは、アイヌは少数民族として扱われるときだけ、政府に対して差別（不平等な扱い）があると合法的に主張し続けられるに過ぎない、ということを意味しています。アイヌは、政治や経済に関する自治、土地や資源の返還や文化の維持に対する自分たちの権利を政府が否定していると、先住民族として主張することができません。アイヌには、自分たちの祖先以来の「イウォル」という意味ある生活様式を再生させるよう要求する資格が欠けてしまっています。先住民族の法的地位を「承認」しないということは、肝心なことのほとんどを認めないということです。真の社会的平癒の機会は、ほとんどありません。

第２のＲは、責任です。上記のような承認の拒否は、アイヌに対する長年にわたるすべての損害についての責任の否定を示しています。1997年のアイヌ文化振興法は、アイヌ文化の特定の側面を促進するための責

任を認めています（そしてこれは評価できることです）。しかし、この法律は以下のことに対する責任を否定しています。すなわち、（元々は日本の領土を拡大するために、そして、後には日本の経済成長を促進するために奪われた）かつての豊饒なアイヌの土地を回復する責任、重要な土地をアイヌの信託に供する責任、（森林の管理やサケ漁のような）伝統的な文化実践を継続する権利を保障する責任、（アイヌの人々によって強く要求されたように）国会におけるアイヌの政治的意見の表明を保障する責任、そして、（これもまた要求されたように）文化的・経済的発展に対するアイヌの地域的コントロールを保証する責任です。

同じように重要なことですが、アイヌ文化振興法は、劣っていて尊重するに値しないという、アイヌに対する長年にわたる中傷――歴史上、植民地化を正当化してきた文化の悪しき特徴づけ――による損害を修復する責任を回避しています。これまで、1974年に北海道ウタリ福祉対策がなされ、（現在の価値に基づくのではなくて、遥か昔に剥奪された時点の価値で過小評価された形で）土地を奪われたアイヌの一部の人々に対してわずかながらも賠償金の支払いがなされ、そして、地方自治体や国の特別委員会により有益な勧告がなされているにも拘わらず、責任を認めないという失敗の積み重ねが、結局、再構築や補償に対する持続的で全体制的な措置に着手することの拒否となっています。

再構築が第３のＲです。承認と責任が不十分だということは、政府とアイヌの政治的関係を再構築するための取り組みがごくわずかで、相変わらず不適切でありつづけている理由を説明しています（しかし、弁解にはなっていません）。アイヌの人々は、（ハワイにおけるハワイ先住民族と同じように）もはや一つの地域に集まって生活しているわけではありません。そして、（かつてのハワイ先住民族にも当てはまりますが）差別のために、自分たちがアイヌであることを隠さざるを得ないと感じている人もいます。しかしながら、何らかの形の自治（あるいは最低限、国政における代表）に対する先住民族の要求は、――特に、祖先の土地が奪われて人々が散らばってしまったときには――すべての人々がひとつの地域で生活していることに依拠するものではありません（私たちはこのことをハワイで学んだのです）。

アイヌから参政権を剥奪し、経済的諸権利を法律に基づいて奪取して

きた歴史に照らして、アイヌの人々は、アイヌに国政への参加を保障するように要求しました――しかし、それは拒否されました。自治のための経済的基盤を提供するように、アイヌの独立基金が、アイヌによって要求されていました――しかし、拒否されました。さらに最近では、日本社会における集団の関係を再構築するための方法として、アイヌ（や他の人々）に対する人種差別を明示的に禁止する国内法が求められています――しかし、それは、先送り、あるいは拒否されました。国による正式な、真の意味での謝罪もなされていません。北海道庁は、アイヌが政治において組織的にまとまりつつあるのに応じて、ある程度積極的な措置をとっています。元々のアイヌの地名に戻された所もあります。アイヌ語の学習が奨励され、アイヌの祝祭儀式も行われており、高校のカリキュラムでもアイヌについて教えられています。

それにも拘わらず、国や地方との政治的・経済的関係を体系的に再構築し、植民地主義による組織的な損害に対応して人権保障上の自己決定原理を具体化しなければ、社会的平癒を促進する正義は、おそらく実現しないでしょう。社会的平癒における「再構築」という局面は、真の和解にとって必要な分野における政府の無策（あるいは不十分な施策）を可視化します。

第４のＲは、補償です。補償は、再構築とも重複しますが、――和解の過程が、無意味な政治言説や、あるいは見せかけの平癒にとどまらないことを確実にするために――和解にとって必要不可欠な措置です。1997年のアイヌ文化振興法は、過去の文化の抑圧による損害を修復するために、アイヌ文化の様々な側面を促進するものです。（たとえアイヌが管理する範囲が問題になっているとしても）これは重要なことです。しかし、ここには、補償の取り組みが頓挫しそうに見えるところがあります。（個人に直接に、あるいは、先住民族への信託として）豊饒な祖先の土地が回復されるか、さもなければ、剥奪に対する正当な賠償が必要です。先住民族のかつての資源には規制をほとんど、あるいは、全くかけないか、それとも、一定の利益を認めるということも必要です。（長谷川教授が指摘しておられるように、「先住民族の権利を要求する一つの正当な方法は、土地権による」ものです）。

また、アイヌの職業や経済の発展を支援するための独立基金もありま

せん。アイヌが高等教育を受けるための直接の支援もありません。家族に対する直接の象徴的賠償もありません（第２次世界大戦中に合衆国によって不当に収監され、生き残った日系アメリカ人全員が、大統領の謝罪と２万ドルの象徴的賠償を受け取りました)。私は、アイヌの状況をいくぶん強調し過ぎたり、あるいは、補償を欠いていることに関する重要な事実を把握しそこなっているかもしれません。しかし、私の一般的な評価は、さほど間違ってはいないでしょう。

このように、正義の実現による社会的平癒の枠組みは、日本における修復の取り組みが、今までのところ、おそらくは多くの人々によって不完全で不十分なものとして経験されている理由を明らかにするための、言語や接近法を提供します。個別的に取り組むことも大切ですが、日本の修復の取り組みは、先住民族の植民地化による消えない損害を回復するための包括的・持続的・体系的な措置――北海道ウタリ協会が、非常によく考えられている1984年の「アイヌ民族に関する法律（案)」において想定した真の修復のようなもの――になっていません。平和的で生産的な関係に向けてよいスタートになるように思われた1997年の法律は、社会的平癒の促進のために「正義が実現された」、という反響を巻き起こすには程遠く、時期尚早、あるいは、少なくとも先送りという結果に終わりました。

社会的平癒の枠組みは、正義の実現を唱導するアイヌや支援者の人々が、以下のことを戦略的に主張できる（そして政策立案者がそれを理解できる）ようにします。すなわち、日本政府や日本国民が意味のある追加的是正措置をすぐに執らなければ、アイヌや日本社会自体に対する損害を修復し、和解を促進しようとする試みは、結局、不十分、あるいは、まさに失敗だと見做されてしまう、ということです。

そして、同様に重要なことですが、その枠組みが予測するのは、もし日本におけるアイヌの和解の取り組みが失敗し、さらに、他の集団や国々との日本の他の和解／補償の取り組みも同様に先送りにされたり失敗したりすれば、日本は、国際的な舞台で、人権を尊重している民主主義国家としての完全な地位を主張することがかなり困難になるだろうということです。日本は、国際的な安全保障と経済的発展の問題について主要な役割を担う国家として必要な道徳的権威を、十分に揮うことができな

くなるでしょう（もちろん、このことが補償の取り組みにおいて影響力をもたらす範囲は、その時々の政治的な出来事や協調関係、そして、日本経済や安全保障上の利益の展開状況に依存しています）。

将来を見通して

しかし、正義の実現による社会的平癒の枠組みは、生産的な可能性を秘めた将来の道筋をも示しています。簡単に申し上げますと、４つのＲは次のことを示唆しています。すなわち、もしアイヌの人々と日本政府や日本国民が、長く続いている不正による傷を平癒するつもりならば――もし日本が、国際社会が注目している中で、人権と民主主義を尊重することを適正に主張するならば――、（アイヌを先住民族として認めよ、そして、植民地化によって生じたあらゆる損害を認めよという）承認や（土地、文化および自治に関するそれらの損害を回復するための）責任の要求に対して、今後、慎重な配慮が必要となるということです。同じく重要なことですが、アイヌの生活における社会経済的条件を改善し、アイヌと日本社会自体に関する多面的な損害を修復するために、意義のある全体的取り組みが求められています。

この点では、北海道庁は、すぐにも素晴らしい影響を与えること（そして、日本政府の考え方にこれから影響を与えていくこと）ができるかもしれません。長谷川教授も指摘するように、土地や文化に対する、そして、自治や独立に対するアイヌの「集団的権利」を承認することに加えて、日本政府は、アイヌの経済的な困窮に対処し、伝統的知識に対するアイヌの知的財産権を保障し、アイヌの生活を扶助し、アイヌの若者に大学教育を受けさせるための奨学金制度を導入し、そして、アイヌを地方自治体の公務員として雇用することが重要でしょう。包括的で持続的な正義の実現によって、社会的平癒が始まり、促進されるのです。

長谷川教授、高等法政教育研究センター、北海道大学アイヌ・先住民族研究センター、北海道大学法学研究科、そして、皆様方すべてに対し、このようにお話しする機会を与えて下さったことに、心から「どうもありがとう」と申し上げます。そして、私は、皆さんと相互交流を続けていくことを楽しみにしております。